

第27回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年8月22日(月) 午後4時00分から午後4時55分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	内田紀吉		
委員	1番	白石敏雄	2番	鈴木英子
	3番	齋藤典子	4番	和氣操
	5番	格和薫	6番	大島正良
	7番	平久井順一	8番	増渕由男
	9番	渡邊浩正	10番	永島誠一
	11番	齋藤好友	12番	石下福一郎
	13番	八木澤寛夫	14番	柳田実

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (5) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- (6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	津久井 保
局長補佐	坪山好治
副主幹	高塩康幸

8 会議の概要

内田会長	本日は、ご苦労さまです。 本日は、出席委員が15名であり、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。 それでは、ただいまから第27回矢板市農業員会総会を開催します。
議 長 (内田会長)	これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。 (議長一任の声有り)
議 長	ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。 それでは、6番大島委員、8番増淵委員を指名しますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声有り)
議 長	異議なしと認め、6番大島委員、8番増淵委員を議事録署名委員といたします。 続いて、付議事件(2) 議案第1号から第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の1ページをご覧下さい。(議案書により説明) 議案第1号は、自宅に隣接する現地を買い受けて、経営規模拡大のため申請した案件であります。議案第2号は、議案第1号と同様です。議案第3号は、現地を買い受けて、経営規模拡大のために申請した案件です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。 次に、本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班第2班、班長9番渡邊委員にお願いします。
9番渡邊委員	委員番号9番の渡邊です。本日午前9時30分から、委員4名、事務局2名の計6名で、農地法第3条を3件、農地法第4条を1件、農地法第5条を5件、農用地区域の除外2件、の計11件の現地調査を実施いたしました。何ら問題ないと見て参りましたが、詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、1番白石委員にお願いします。また、2番も同じ箇所ですので、一括してお願いします。

1番白石委員

1番の白石です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第1号の現地は、荒れた状態ではありましたが、トラクターで農地に復元できる状態でありました。議案第2号も同様です。何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。それでは、次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、同じく7番平久井委員にお願いします。

7番平久井委員

7番の平久井です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、太陽光で農地転用となった隣接の農地です。草が茂った状態とはなっていましたが、何ら問題はないと見ました。ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第1号から第3号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(ありませんの声有り)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

それでは、議案第1号から第3号について原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(3) 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定についてを議題に供します。では、事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の2ページをご覧ください。(議案書により説明)
議案第4号は公衆用道路として使用するため申請した案件であります。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、9番渡邊委員にお願いします。

9 番渡邊委員

9 番の渡邊です。現地案内図の 3 ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、宅地に囲まれているところであり、何ら問題ないと見ましたが、皆様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第 4 号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

3 番齋藤委員

建築確認のためと思われますが、この形状で道路までの接続に問題はないのですか？（この申請地では公衆用道路まで接続していないことから）

事務局

市道と当該地の間には、すでにそのための進入路が公図上、現況ともにあるため、問題ないと思われます。

議 長

他にございませんか。

（ありませんの声有り）

議 長

議案第 4 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りします。

（異議ありませんの声有り）

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件（4） 議案第 5 号から第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定についてを議題に供します。では、事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の 3 ページをご覧ください。（議案書により説明）
議案第 5 号は駐車場及び資材置場として使用するため申請した案件であります。議案第 6 号は一般住宅用地として使用するため申請した案件であります。議案第 7 号は南側の既存宅地の拡張のため申請した案件であります。議案第 8 号は学童保育施設を建設するために申請した案件です。議案第 9 号は、一般住宅を建設するため申請した案件です。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
次に議案第 5 号の現地調査の詳細な報告を、7 番平久井委員にお願いします。

7 番平久井委員

7 番の平久井です。現地案内図の 4 ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、昨年度に農振除外の許可を受けており、何ら問題はないとみ
ました。ご審議をお願いします。

議 長

次に議案第6号と第7号議案の現地調査の詳細な報告を一括して、9
番渡邊委員をお願いします。

9番渡邊委員

9番の渡邊です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、先ほどの農地法第4条の案件の隣接で、すでに周辺は宅地で
あり、何ら問題はないとみました。ご審議をお願いします。

議 長

次に議案第8号の現地調査の詳細な報告を、1番白石委員にお願いし
ます。

1番白石委員

1番の白石です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、既存の学童保育施設の隣接であり、現況は畑となっております。
何ら問題ないと見ましたが、皆様のご審議をお願いします。

議 長

次に議案第9号の現地調査の詳細な報告を、7番平久井委員にお願い
します。

7番平久井委員

7番の平久井です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、区画整理した区域内であり、現況は畑となっております。何
ら問題ないと見ましたが、皆様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは
議案第6号から第9号について、これより質疑に入ります。ただいま
事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございま
したらお受けします。

14番柳田委員

14番の柳田です。現地案内図を見る限り、農地の真ん中にあると思
われますが、よろしいのか？

事務局

申し訳ありません。住宅地図が古いためであり、西側は学童保育施設
が建っており、すでに農地ではありません。

議 長

他にございませんか。

(ありませんの声有り)

議 長	議案第 6 号から第 8 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りします。
	(異議ありませんの声有り)
議 長	異議なしと認め原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件 (5) 議案第 10 号から第 11 号 農業振興地域整備計画の変更に 係る意見決定を議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の 4 ページをご覧下さい。 【議案第 10 号、第 11 号を議案書をもとに朗読】 議案第 10 号は、すでに消防器具置場と詰所が設置されているため、 また、議案第 11 号はすでに農家住宅が設置されているため農用地 区域の除外を申請した案件であります。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。 次に議案第 10 号の現地調査の詳細な報告を、1 番白石委員にお願い します。
1 番白石委員	1 番の白石です。案内図の 7 ページをご覧下さい。 【申請地の位置を説明】 現地の状況は、消防器具置場と詰所、火の見櫓が昭和 56 年ぐらいか ら建っており、変更理由から除外はやむを得ないと思いました。以上 です。
議 長	次に議案第 11 号の現地調査の詳細な報告を、9 番渡邊委員にお願い します。
9 番渡邊委員	9 番の渡邊です。案内図の 8 ページをご覧下さい。 【申請地の位置を説明】 現地の状況は、昭和 54 年頃から農家住宅用地として使用されている ため、変更理由から除外はやむを得ないと思いました。以上です。
議 長	ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議 案第 10 号、第 11 号について、これより質疑に入ります。ただいま事 務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございました らお受けします。
	(ありませんの声有り)
議 長	議案第 10 号、第 11 号について、原案のとおり決定してよろしいかお 諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

続きまして、付議事件(7) 議案第12号から第16号 農用地利用集積計画に係る意見決定を議題に供します。では、事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の5、6ページをご覧ください。

【議案第12号から第16号を議案書をもとに朗読】

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第12号から第16号について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(質問、意見なし)

議 長

議案第12号から第16号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

(検討委員会等件などの説明)

議 長

それでは以上を持ちまして、第27回農業委員会総会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

内田紀吉

議事録署名委員

増利由男

議事録署名委員

大島正実